

# 平成28年生駒市教育委員会第9回定例会会議録

1 日 時 平成28年9月27日(火) 午前9時6分～午前10時52分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

## 3 審査事項

- (1) 報告第26号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(平成28年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の意見について)
- (2) 報告第27号 平成27年度決算報告について
- (3) 議案第17号 生駒市いじめ防止基本方針の策定について
- (4) 報告第28号 生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則について

## 4 出席委員

教育長 中 田 好 昭

委員(教育長職務代理者)	山 本 吉 延	委員	飯 島 敏 文
委員	上 田 信 行	委員	寺 田 詩 子
委員	神 澤 創	委員	浦 林 直 子
委員	坪 井 美 佐	委員	レイノルズあい

## 5 事務局職員出席者

教育振興部長	峯 島 妙	生涯学習部長	奥 畑 行 宏
教育振興部次長	真 銅 宏	教育総務課長	辻 中 伸 弘
教育指導課長	吉 川 祐 一	学校給食センター所長	奥 田 茂
こども課長	前 川 好 啓	こども課指導主事	松 本 陽 子
こども課指導主事	上 田 直 美	子育て支援総合センター所長	辻 本 多佳子
生涯学習課長	西 野 敦	図書館長	向 田 真理子
スポーツ振興課長	吉 岡 秀 高	教育総務課課長補佐	藤 本 清 夫
教育指導課課長補佐	城 野 聖 一	学校給食センター副所長	松 本 芳 樹
こども課課長補佐	後 藤 治 彦	生涯学習課課長補佐	清 水 紀 子
図書館南分館長	錦 好 見	図書館北分館長	中 谷 知 子
生駒駅前図書室長	平 澤 佐千代	スポーツ振興課課長補佐	西 政 仁
教育総務課(書記)	牧 井 望	教育総務課(書記)	松 井 恵

6 傍聴者 なし

午前9時6分 開会

○開会宣告

○日程第1 第5回臨時会、第8回定例会及び第6回臨時会会議録の承認

○日程第2 会期及び会議時間の決定

○日程第3 諸般報告

- ・10月の行事予定について、辻中教育総務課長、西野生涯学習課長から報告  
(質疑) なし

○日程第4 報告第26号 臨時代理につき承認を求めることについて(平成28年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の意見について)

- ・平成28年度生駒市一般会計補正予算(第2回)について前川こども課長、奥田学校給食センター所長から説明
- ・生駒市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について、前川こども課長から説明
- ・市内中学生熱中症事故調査委員会条例の制定について、吉川教育指導課長から説明

<参照:議案書p1、別冊1、資料1>

(質疑) なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第5 報告第27号 平成27年度決算報告について

- ・平成27年度決算報告について、峯島教育振興部長、奥畑生涯学習部長から説明  
<参照:議案書p2、別冊2>

(質疑)

飯島委員:文部科学省は学校図書館図書基準を定めており、各学校の規模に応じて蔵書数の基準がある。生駒市での基準達成率は小学校で41.7%、中学校で25%と低い。各校では古紙回収や寄附で図書を集めているようであるが、それでも不足する分を購入するための費用が、市の予算からどのくらい支出されているか。

峯島部長:飯島委員のおっしゃるように、中学校では充足率を達成していない学校が多い。

学校図書に対しては1校60~70万円を配当するという国の交付税基準があるが、生駒市の財政状況により国からの交付税が少なく、多くを市の単費で賄っているところである。図書購入費は教育振興費の中の消

耗品費として各校に配当しており、配当額は学校数の均等割と児童生徒数割で計算している。消耗品費全体として1校100万円以上配当しているうち70万円を図書購入用に割り振っているが、実際にどれだけの予算を図書購入に使うかは学校の裁量判断である。

以前は古い本を残してでも充足率を達成しようとしていたが、現在は図書の入替を重視しているため、充足率が低くなっている。

中田教育長：峯島部長から説明があったとおり、過去には充足率を達成するために古い本を残しているだけで実際のニーズに合っていない状況があったが、現在はニーズに応じて図書を入れ替えている。しかし、充足率はそれほど低くなく、他の市町村に比べて生駒市の充足率は高いと認識している。

飯島委員：先ほどの数値は充足率そのものでなく、充足率を100%達成している学校が小学校5校で41.7%、中学校2校で25%という数値である。図書は単なるものではなく、読み聞かせなど人と人との関わりとしての読書活動支援も大きいので、図書の充足は一つの指標にすぎないが、参考に予算を確認したものである。

次に、市立図書館の本の貸出しについて、ベストセラーの本を予約しても何カ月も借りられないという話を聞いて調べたところ、冊数は十分に配置されているようである。例えば、昨年芥川賞を受賞した「火花」は、奈良市では13冊蔵書があり予約待ちが222人であるのに対し、生駒市は20冊蔵書があり予約待ちが172人である。一人あたりの貸し出し冊数が多いと言われるさいたま市図書館には85冊蔵書があり予約待ちが3146人である。希望が多い図書をたくさん購入すれば貸出実績は増える。現状ではあまりに待ち時間が長いようなので、新規購入図書の貸出期間を短くしたり、一定期間は禁帯出の冊数を確保したりするなどの工夫をして、市民が読みたい本を早く読めるよう検討いただきたい。

向田館長：以前は同じ本を約50冊購入していたこともあったが、同じ本に費用をかけるよりもいろいろな本を購入してほしいという声もあり、現在は購入冊数の上限を18冊と決めている。先ほど「火花」の蔵書が20冊とのお話があったが、残りは寄贈していただいたものと思われる。予約の多い本の蔵書を増やす取組として、読み終わった本を寄贈してくださいというPRも行っている。

ご提案いただいた禁帯出について、小説1冊を図書館内で読むということとはなかなか難しい。また貸出期間についても、現行の2週間という期間でも読み切れないという方もいるため短縮は難しいが、予約待ち期間の短縮について、5館で対策を検討したい。

中田教育長：先ほどの学校図書館の話に戻るが、充足率は学校によってばらつきがある。図書の購入は学校裁量に任せている部分もあるが、充足率が低い学校については指導が必要である。

峯島部長：全体的に中学校の充足率が低く、小学校が高いという傾向がある。図書購入費の国の交付税基準は、平成28年度は小学校1校52万円、中学校1校72万円であり、生駒市はこれに相当する図書購入予算を消耗品費に含めて各校に予算を配当している。

中田教育長：蔵書数が少ないからと言って一概に悪いということではないが、引き続き、図書の充足を視野に入れて予算措置を行いたい。

山本委員：図書基準は学級数によって変動するため、子どもが減少して学校が小規模化すると自動的に基準が達成できてしまうこともあり、数値だけでは判断できない。その点を考慮しながら指導していただきたい。また、予算の執行を学校の自由裁量にすることも大事であるが、図書教育の充実という視点で言えば図書のみ予算として配当することも一つの方法であり、教育委員会としてのバランス感覚が問われる。学校によって図書に触れる機会の差が少なくなるよう配慮いただきたい。

#### 審議結果 【報告のとおり承認】

#### ○日程第6 議案第17号 生駒市いじめ防止基本方針の策定について

・生駒市いじめ防止基本方針の策定について、吉川教育指導課長から説明

<参照：議案書p3、別冊3>

(質疑)

飯島委員：いじめは未然防止が一番重要であると考えている。未然防止に関わることを学校の取組に任せるのか、市の基本方針に細かく記述するのかという考えがまだまとまっていないが、それ以外の部分について、素案の文章をより強調できるように表現を改めた修正案を提示している。

まず、策定の意義について、「ネット上のいじめ」が見えにくいことについての記述がある。世間の目が届きにくいSNS上の人間関係が現実の人間関係に影響を与えるという例もあるため、そのような側面にも言及していただきたい。言語活動の充実という観点からも、SNSに依存したコミュニケーションは子ども達の言語能力の成長を阻害するような印象がある。言語活動の充実はいじめと直接的に関わるものではないが、教育大綱に関わって、その点も言及していきたい。

また、3ページに記述されているいじめの加害者となった生徒への対応について、自ら気づき反省し謝罪する気持ちを持たせることに加えて、いじめの要因を究明するためにもよく聞き取りをして今後に生かすという内容も必要であると思う。

他に示した部分は細かな文言訂正である。

山本委員：飯島委員から丁寧なご意見をお聞きしたが、いじめ防止基本方針は、今日初めて協議するものである。まず、この基本方針が必要かどうかという基本的な確認から行いたい。細かい部分の審議は次の段階であると思

うがいかがか。

中田教育長：生駒市としての方針を作成するかどうかというご意見である。事務局としては、先ほど提案理由について説明があったように策定の方向で考えているが、委員の皆様はどうか。

山本委員：いじめ防止基本方針については、国と学校には法に基づく策定義務があり、県・市教委にあっては、国の基本方針を参酌した上で、作成は努力義務規定になっており、必ずしも策定を求められていない。国や奈良県の基本方針が丁寧に作られているので、それに対して生駒市の基本方針を作るのは屋上屋を重ねることになる。学校の立場で考えても、学校が基本方針を作るときには国の方針も県の方針も参考にできる。それでも市として基本方針を作るのであれば、なぜ作るのか、どういう方向で作るのかという基本的な点を確認した上で次の段階に進みたい。

峯島部長：教育大綱やアクションプランにおいていじめの防止施策の推進を掲げており、事務局としては、8月定例会でいじめ基本方針策定のスケジュールを示していたとおり、今回、方針策定に向けて素案を提出したものである。これまでは県が方針を作っていなかったため、市の方針も示しにくい部分もあったが、県の基本方針が策定された今、生駒市の姿勢を示し、生駒市がいじめについてどのような考えを持っているのかということを発信するために、市の基本方針の策定をご提案している。内容についてはこれからの議論となるが、何らかの形でいじめ防止施策を発信したいと考えている。

山本委員：その方向で進めていただきたい。

今あえて策定の理由を取り上げたのは、国や県の基本方針の縮小版を作っても意味がないと考えるからである。素案は国や県の方針と同じ構造になっており、冒頭の捉えが生駒市流に書かれているが、基本的な概念や定義を市がする必要があるのか。この部分は国や県の方針の圧縮版であり、誤解が生じると思うので、飯島委員のご意見にあったような表現の補強が必要になる。市が作るべき部分は、3ページの「市の取組」以降であると思う。このような骨組みをどうするかを最初に議論したい。その上で、市としてこれが必要という取組を盛り込みたい。

飯島委員：生駒市がなぜ方針を作るかという意味を考えたが、生駒市は学校の設置者であるので、生駒市が国や県の方針をどう捉えているかという前提と、このような対策を取りたいという意志表明として方針を策定する価値はあると思う。教育委員会制度の改革もいじめ問題から加速したことであると思うし、教育大綱にも「いじめをゆるさない」と意思表示しているので、基本方針は策定する前提で、何を盛り込むかという意見を出し合うのが良いと思う。

神澤委員：いじめは児童生徒だけの問題ではなく、成人にもいじめはある。子ども

のときに教育を受けておくと、成人してから良い影響がある。早期からいじめ対策教育を行うことにより、将来、まち全体の少数者への攻撃を少なくするという方向につなげると、市の方針として分かりやすいと思うが、学校教育の枠組を超えた内容も入れて良いのか。

中田教育長：このいじめ防止基本方針の策定は、教育改革の一つの大きな柱として対外的に示していく必要があると考えており、一般市民の方が読んで理解しやすい内容にしたい。生駒市独自の方針を作るという意味で、神澤委員のご意見のように、学校現場における多様性に関わる教育を方針に入れるのもひとつの方法であると思う。基本的な概念や定義が国・県の方針と重なるというご意見もいただいたが、対外的に市民にご理解いただくという意味で、定義は重ねてでも示したい。市の取組の部分で生駒市の色を出していきたい。

上田委員：いじめという側面で考えるとネガティブなイメージになるが、もう少し大きく捉えて、どんな生駒市や学校をつくりたいか、そこに自分がどう主体的に取り組んでいくかという側面を考えてはどうか。教室が心地よく、それぞれが自分の責任を果たせて、一人一人が関わって学校を創っていると意識できる教育として捉えると、大きな解決策が見えてくると思う。

山本委員：一般に方針はアライバイ工作的に作られがちであるが、今の議論のように趣旨を押さえた上で策定するのは良い方向であると思う。再確認になるが、学校の基本方針はいつできるのか、それともすべての学校で策定済みか。

吉川課長：すべての学校において、法で策定義務が定められてからすぐに策定している。

山本委員：市の基本方針を作るに当たり、教育委員会を中心とした教育行政の取組は盛り込めるが、素案の5ページ以降のように学校としてのいじめ防止を記述すると、各校で策定している方針と齟齬を来さないか。

峯島部長：事務局で素案を作成する際に、市の方針は骨子に留め、細部は各学校で定めるということが念頭にあった。学校に特化した部分としては、いじめに関する重大事案があった場合、調査委員会や専門部会などの常駐の第三者委員会を設けるという体制づくりを基本方針に盛り込んでいる。

吉川課長：学校には国や県の方針を踏まえながら作った基本方針がある。また、いじめに関わらず問題事象が起こったときの生徒指導マニュアルもある。

中田教育長：今回いただいたご意見を反映して事務局で素案を練り直し、次回の定例会で再度審議したい。委員からのご意見については、具体的な文面でいただけるとありがたい。

上田委員：基本方針の内容に、教職員の研修や子どもたちの学習プログラムが少しでも盛り込まれると、生駒市の姿勢が見えるのではないか。子ども達が

自分は責任を持って学級を構成する一員であるということを認識できる根底的な部分を方針に入れられれば良いと思う。

中田教育長：全体のバランスを考えると具体的なプログラムの記述は難しいが、具体的なプログラムに派生できるような切り口を設けるということか。

上田委員：大綱の基本方針2とリンクする内容であり、アクションプランにも沿ったものにするのが良い。

神澤委員：学校教育機関内のいじめ防止基本方針か、生駒市全体のいじめ防止基本方針かが重要である。私はいじめを学校だけの問題にしてはいけないと考えている。地域・家庭との連携を外して教育を考えてはいけない。他者の人権に関わる教育全般として見る視点があっても良いと思う。

吉川課長：素案は学校現場を念頭に置いて作成した。ご意見のように地域や家庭の部分はこの基本方針と別の議論であると考えているが、具体的にこのような文言を方針に入れればより実効性が増すというご提案があればいただきたい。

中田教育長：次回定例会までに、皆様からご意見をいただきたい。

レイノルズ委員：県や学校現場の後付けになる形で市の方針を策定することになるが、この基本方針を策定することによってどのような変化があるのか。

吉川課長：市のいじめ防止基本方針は市ホームページで公開する予定であり、市民全体にいじめに対する市の姿勢を示すことが効果であり目的である。また、学校がそれぞれの基本方針を更新する材料になれば良いと考えている。

中田教育長：学校単位でなく、行政主体で意思表示をするということがいじめ防止の啓発になる。市民に対していじめを許さない姿勢を示すという意味で、市の基本方針は必要である。

レイノルズ委員：学校関係者のみならず、一般市民がいじめについて考えるきっかけになるものを作成するということか。

中田教育長：そのとおり。

飯島委員：方針の中に、どのような項目が記述されているかが重要である。それは先ほどまでの委員の提案をどれだけ盛り込めるかにかかっている。

また、いじめはデリケートな問題であり、生駒市の人権感覚がどれだけ敏感かを示すために、細かな文言にも配慮すべきである。

峯島部長：飯島委員から正にデリケートな部分の表現について丁寧な指摘をいただいております、きめ細かい生駒市らしい基本方針ができるのではと考える。今日のご意見を踏まえて、次回定例会までに事務局で再度素案を作成する。追加のご意見があれば10月1週目までにいただきたい。

#### 審議結果 【継続審議】

○追加日程第1 報告第28号 生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部

を改正する規則について

- ・生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則について、西野生涯学習課長から説明

＜参照：議案書（追加日程） p 1、追加資料 1 ＞

（質疑） なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第7 その他

- ・（仮称）生駒北学校給食センターの進捗状況について、奥田学校給食センター所長から説明

＜参照：その他資料 1 ＞

（質疑） なし

○閉会宣告

午前10時52分 閉会